

浜松市公告第44号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年1月17日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ上島店

浜松市中区上島三丁目720-3 外

2 変更した事項

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	10時00分(年間90日は9時)
小売業を行う者の閉店時刻	21時00分
駐車場を利用できる時間帯	9時45分から21時30分まで (年間90日は8時45分～21時30分)

(変更後)

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	9時00分
小売業を行う者の閉店時刻	21時30分
駐車場を利用できる時間帯	8時45分から21時30分まで

3 変更年月日

平成25年3月1日

4 変更する理由

営業計画を変更するため

5 届出年月日

平成25年1月15日